

平成31年 No.38

○東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

センター再編及びクロスアポイントメント制度により雇用される教員の任期の追加に伴い、
所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年3月27日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成31年規程第31号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：センター再編及びクロスアポイントメント制度により雇用される教員の任期の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕 （任期を定めて雇用する教員の職等） 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 〔省略〕					〔省略〕 （任期を定めて雇用する教員の職等） 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 〔省略〕				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
教育研究組織 の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	教育研究組織 の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
国際教育センター	教授，准教授（学長が，役員会の議を経て，任期付教員として定めた者に限る。）	5年	1回に限り再任可	法第4条第1項第1号	国際教育センター 外国人児童生徒教育部門	教授，准教授	5年	1回に限り再任可	法第4条第1項第1号
〔省略〕					〔省略〕				
大学院教育学研究科教育支援協働開発専攻	教授，准教授，講師（国立大学法人東京学芸大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第3号イにより雇用する者に限る。）	2年	再任可	法第4条第1項第1号	〔省略〕				
〔省略〕					〔省略〕				
附 則 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。									

<u>2 この規程施行前に、国際教育センター外国人児童生徒教育部門に雇用された者については、なお従前の例による。</u> <u>3 大学院教育学研究科教育支援協働開発専攻教員（国立大学法人東京学芸大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第3号イにより雇用する教員に限る。）について、採用等の事由が年度の途中で生じたことにより、年度の途中から任期が開始される場合の任期は、採用の日の属する年度を1年として取り扱うこととする。</u>	
---	--